

2020年7月8日

東京都知事 小池百合子殿
東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課御中

協同組合日本俳優連合
<https://www.nippairen.com/>

公益社団法人落語芸術協会
<http://www.geikyo.com/lite/>

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）フリーランス連絡会
<http://www.union-net.or.jp/mic/>

ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）
<http://union-nets.org/>

新型コロナウイルス感染症で休業した個人事業主に対する 傷病手当金の支給についての要請

新型コロナウイルス感染症対策での日頃のご尽力に敬意を表します。

私どもは、俳優・声優、落語家、出版関連のフリーランスなど雇用でないとされる形で働く者の権利擁護ならびに権利確立のために活動している団体です。

フリーランス・業務委託契約等で働く者は、健康保険（組合健保、協会けんぽなど）には加入できず、国民健康保険に入っています。国民健康保険には傷病手当金制度が設けられていないため、病気やけがをしたときに、休業補償がない状況に置かれてきました。

本年3月10日付および24日付で厚生労働省は、各自治体、国民健康保険組合等に対して、国民健康保険においても、傷病手当金を支給するようにとの通知を発しました。表題は、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」となっており、このままでは国民健康保険加入者の多くが対象外になってしまいます。そこで私たちは、4月24日と5月8日に、厚生労働省に対して、次のことを要請しました。

- 1 「被用者」の概念を労働行政での実務と整合させ、雇用類似就労者を含むことを周知すること。そのための具体的方法として、自治体の国保窓口では、働き方の実態についても聴き取り、「賃金」支払いの名目が「請負代金」「報酬」等であっても、使用されている場合には、総合的に判断して「被用者」とみなすこと。
- 2 「被用者」以外の働き手に対しても、自治体財政で傷病手当金を給付するよう促すこと。給付については、国が財政支援すること。

厚生労働省の対応は、「国による財政支援の対象とはならないが、各自治体の判断で傷病手当金の対象者を拡大することは可能」というものです。実際に、鳥取県岩美町、岐阜県飛騨市等では、新型コロナウイルス感染症対応として、個人事業主にも傷病手当金を支給することを決めて公示し

ています。しかし、7月6日現在、都内区市町村、および東京都後期高齢者医療広域連合では、個人事業主に傷病手当金を支給しているところはありません。

新型コロナウイルスは、だれもが感染しうる危険性を持っているにもかかわらず、同じ職場で感染したとしても、健康保険に加入しているか国保に加入しているかで休業中の所得保障に差が生じる状況になっています。いのちと健康にかかわることで、働き方によって保障がされる者とされない者との線引きがなされることは、公平性に欠けると思います。

緊急事態宣言は解除されたとはいえ、新型コロナの感染第2波の危険はひきつづき切実です。傷病手当金支給の対象を拡大することは、働き手に対するセーフティネットになるだけでなく、「国保等における傷病手当金の位置づけ趣旨」（さらなる感染拡大を防止するためには、働く人々が休みやすい環境を整備することが重要）にもかなうものであると考えます。

つきましては、以下のことを要請します。

記

- 1 東京都におかれましても、個人事業主が新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いがあったて休業した場合には、傷病手当金支給の対象とするよう制度改定を行うこと。各市区町村が制度改定を行いやすくなるよう東京都が財政支援をすること。
- 2 傷病手当金給付にかかる財源が不足する場合には、国に財政支援を要請すること。

この件について、懇談の場を持っていただけますようお願いいたします。

【連絡先】（以下略）